

中期目標の基本構成と山梨県（素案）及び他府県比較

○中期目標の基本構成

前文

- 第1 中期目標の期間
- 第2 県民（住民）に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 医療の提供
 - 2 医療に関する調査及び研究
 - 3 医療に関する技術者の研修
 - 4 医療に関する地域への支援
 - 5 災害時における医療救護
- 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 第4 財務内容の改善に関する事項
- 第5 その他業務運営に関する重要事項

法第25条から

地方独立行政法人法

第25条（中期目標）

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

定款第17条から

地方独立行政法人山梨県立病院機構定款

第1条（目的）

この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

第17条（業務の範囲）

法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

中期目標の山梨県（素案）及び他府県比較表

山梨県（素案）	大阪府（H18. 2議会）H18. 4法人化	静岡県（H20. 9議会）H21. 4法人化	秋田県（H21. 2議会）H21. 4法人化
<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標 前文</p> <p>【考え方】 「前文」記載は法定事項ではないが、前提となる考え方や法人の使命を県民に明示し、法定事項を補完するために記載</p> <p>①これまでの役割（総論） // （県立中央病院） // （県立北病院）</p> <p>②医療環境の変化 ③経営状況の変化 ④地方独立行政法人への移行 ⑤総論的に法人に求める事項</p> <p>県立病院は、県民の健康と生命を守る県の基幹病院として、これまで時代の要請に応じた高度、多様な医療を提供し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、急性期医療を提供する本県医療の基幹病院として、救命救急センター、総合周産期母子医療センター等を備えるとともに、都道府県がん診療連携拠点病院や基幹災害拠点病院に指定されるなど、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的医療を実施し、県民の健康回復・保持・増進に貢献してきた。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療、民間精神病院では対応困難な患者の受け入れ、デイケア、訪問看護など、診療機能の多様化、高度化を進め、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。</p> <p>近年、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化による疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う医療ニーズの多様化・高度化、安心・安全な医療や医療の質への関心の高まりなど医療環境は急速に変化している。</p> <p>また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り巻く状況は、経営状況を含め、厳しさを増している。</p> <p>このため、県立病院を経営責任が明確で、より自主的で柔軟な業務運営が可能となるとともに、県の医療政策として求められる医療（以下「政策医療」という。）もしっかりと確保できる経営形態である地方独立行政法人に移行することとし、県立中央病院及び県立北病院を一体として運営する地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとしたところである。</p> <p>今後も、県の基幹病院としての役割を引き続きしっかりと果たしていくため、医療の質の一層の向上と経営基盤の強化が求められる。</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構中期目標 前文</p> <p>大阪府立急性期・総合医療センター、大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター、大阪府立精神医療センター、大阪府立成人病センター及び大阪府立母子保健総合医療センター（以下「府立の病院」という。）は、これまで時代の要請に応じてその専門性を活かした医療を提供し、府民の健康を支える医療機関としての役割を果たしてきた。</p> <p>近年、高齢化の進展や疾病構造の変化による生活習慣病の増加などに伴い、府民の医療ニーズが高度化・多様化しており、これらに対応するため、医療機関が適切な役割分担と連携を図り、質の高い医療を効率的・効果的に提供していくことが求められている。</p> <p>また、医療の安全性や信頼性、自己決定に対する意識が高まりをみせる中、府民の生命と健康の維持・向上に携わる府立の医療機関として、府民の信頼に応え、法令の遵守はもとより「行動規範と倫理」に基づいた安全かつ適正な病院運営を徹底しなければならない。</p> <p>府立の病院は、このような要請に対応し、その担うべき高度専門医療を軸とした安全で質の高い医療を府民に提供するとともに、新しい医療の開発や人材の養成など府域全体の医療水準の向上に貢献していく責務がある。</p> <p>さらに、医療保険制度や医療提供体制の改革が進められる中で、これまで地方公営企業として運営してきた府立の病院は、厳しい経営状況にある。</p> <p>このため、大阪府衛生対策審議会に「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」を諮問し、平成14年9月にその答申が示されたことを受け、「府立の病院改革プログラム・診療機能の見直し編及び運営形態の見直し編」を策定したところである。</p> <p>府立の病院が不採算医療を含む高度専門医療の提供などの役割を継続的に果たしていくためには、収支構造を改善し、経営基盤の安定化を図ることが急務となっている。このため、その公的使命を将来にわたって果たしていく上でよりふさわしい</p>	<p>地方独立行政法人静岡県立病院機構中期目標 前文</p> <p>医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担うとともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。</p> <p>しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなどに起因して地域医療の存続が大きく揺らいでいます。本県も同様の状況に置かれており、地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。</p> <p>このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目標の達成に向けた取組を始めることとなります。</p> <p>この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療を確固たるものとするべく、県立病院として以下の項目に真摯に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであります。</p> <p>1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。</p> <p>2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。</p> <p>3 卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。</p>	<p>地方独立行政法人秋田県立病院機構中期目標 前文</p> <p>秋田県立脳血管研究センター（以下「脳研センター」という。）は、脳卒中の専門研究医療機関として、臨床・研究の両面において成果を上げ、国内外から高い評価を得るとともに、その成果を県民へ還元し、救急医療を含めた質の高い専門的な政策医療を提供し、医学の進歩と県民医療の向上にその役割を果たしてきた。</p> <p>秋田県立リハビリテーション・精神医療センター（以下「リハセン」という。）は、県民の身体や心に生じた障害の軽減及び悪化の予防のため、リハビリテーション医療と精神医療の分野で高度で専門的な医療を提供し、両分野における県の中核的医療機関として、患者の早期社会復帰の促進にその役割を果たしてきた。</p> <p>急速な高齢化の進展やそれに伴う疾病構造の変化、社会環境の変化に伴うストレスの増加、国民生活や意識の変化などにより、今後も、脳卒中患者の増加や認知症及び精神疾患の患者の増加が予想され、両病院に対する県民からの期待と信頼は益々大きくなっている。</p> <p>一方、全国的な医師不足や国の医療制度改革による医療提供体制の変化のほか、県財政の逼迫など、県立病院を取り巻く状況は厳しさを増しており、こうした中で県民に質の高い医療を継続して安定的に提供していくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、県立病院を、自己決定・自己責任の下、医療や経済情勢など社会の変化に迅速に対応できる運営体制に改める必要があり、新たに地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとした。</p> <p>このことにより、病院機構は、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自立性・機動性・透明性の高い病院経営に努め、秋田県の中心的、かつ、指導的な立場として、県内の医療水準の向上と、秋田県医療保健福祉計画の基本理念である「みんなが安心して活躍できる健康長寿社会の実現」を共通の目標とし、もって、県民の健康維持及び増</p>

山梨県（素案）	大阪府（H18.2議会）H18.4法人化	静岡県（H20.9議会）H21.4法人化	秋田県（H21.2議会）H21.4法人化								
<p>この中期目標は、病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、病院機構は、政策医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>運営形態として、府立の病院を地方独立行政法人化することとし、今般、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」という。）を設立して、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念に掲げ、さらなる病院改革に取り組むこととした。</p> <p>府立病院機構においては、5つの病院の機能分担と連携のもとで、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かした自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、将来にわたり求められる公的使命を果たし、患者及び府民の期待に最大限応えていくものとする。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げること。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。</p> <p>5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど、改革の魁として公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>進に寄与することを期待する。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。</p>								
<p>【考え方】 地方独立行政法人法（第25条） 3年以上5年以下の期間において定める。</p> <p>他県等の状況</p> <table border="0"> <tr><td>大阪府、静岡県、秋田県、神戸市、国立病院機構</td><td>5年</td></tr> <tr><td>那覇市</td><td>4年</td></tr> <tr><td>前例なし</td><td>3年</td></tr> <tr><td>国立大学法人</td><td>6年</td></tr> </table> <p><①案> <u>平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的に目標達成に取り組むことができる。 ・先行府県と同様となる。 ・5年先までの医療環境を見越した目標・計画を立てるのが、やや難しい。 <p><②案> <u>平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の任期（4年）と一致するため、理事長の評価が明らかとなる。 ・期間が1年短いことで、医療環境の変化を見越した目標・計画が立てやすい。 ・期間が短くなることで、法人運営の柔軟性が少なくなる。 <p><③案> <u>平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長の評価が明確となる。 ・業務実績を踏まえて理事長の継続等の判断が可能となる。この場合、その次の中期目標期間を4年とすることで、業務実績を踏まえた理事長の人事が可能となる。 ・医療環境の見通しを踏まえた目標が策定しやすい。 ・目標期間が短くなることで、目標達成に法人の計画性・自主性が発揮しにくい。 ・先行事例がない。 				大阪府、静岡県、秋田県、神戸市、国立病院機構	5年	那覇市	4年	前例なし	3年	国立大学法人	6年
大阪府、静岡県、秋田県、神戸市、国立病院機構	5年										
那覇市	4年										
前例なし	3年										
国立大学法人	6年										

山梨県（素案）	大阪府（H18. 2議会）H18. 4法人化	静岡県（H20. 9議会）H21. 4法人化	秋田県（H21. 2議会）H21. 4法人化																		
<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>【考え方】 定款 第17条（業務の範囲）から1～5の項目を設定 (1) 医療を提供すること。 (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。 (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。 (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。 (5) 災害時における医療救護を行うこと。</p> <p>病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。</p>	<p>第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>府立病院機構は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、府立の病院を運営し、医療の提供を確保するとともに、さらに医療の質の向上を図り、併せて、府域における医療水準の向上に貢献するため、新しい医療の開発など調査研究の推進及び質の高い医療従事者の育成に努めること。 府立の病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、地域の医療水準の向上にも寄与するため、必要な診療機能を確保すること。</p> <table border="1" data-bbox="872 989 1507 1875"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>基本的な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立急性期・総合医療センター</td> <td>救命救急医療、循環器医療など急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療（H19年度～） これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター</td> <td>呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>大阪府立精神医療センター</td> <td>精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>大阪府立成人病センター</td> <td>がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</td> </tr> <tr> <td>大阪府立母子保健総合医療センター</td> <td>母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	基本的な機能	大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療（H19年度～） これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修	大阪府立精神医療センター	精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修	大阪府立成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	大阪府立母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修	<p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。</p>	<p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>病院機構は、定款で定める業務に取り組むとともに、その質の向上に努めること。</p> <table border="1" data-bbox="2199 978 2834 1409"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>基本的な機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳研センター</td> <td>・脳卒中に関する調査及び研究に関すること。 ・脳卒中医療に関すること。 ・救急医療に関すること。 ・災害医療に関すること。</td> </tr> <tr> <td>リハセン</td> <td>・脳卒中、脊髄損傷、骨折等の回復的リハビリテーション医療に関すること。 ・認知症の治療、生活機能の向上、社会資源の利用等の総合的取り組みに関すること。 ・精神障害者の医療、保護並びに精神科救急医療に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	基本的な機能	脳研センター	・脳卒中に関する調査及び研究に関すること。 ・脳卒中医療に関すること。 ・救急医療に関すること。 ・災害医療に関すること。	リハセン	・脳卒中、脊髄損傷、骨折等の回復的リハビリテーション医療に関すること。 ・認知症の治療、生活機能の向上、社会資源の利用等の総合的取り組みに関すること。 ・精神障害者の医療、保護並びに精神科救急医療に関すること。
病院名	基本的な機能																				
大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など急性の高い急性期医療 がん、糖尿病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障害者医療及びリハビリテーション医療（H19年度～） これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修																				
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修																				
大阪府立精神医療センター	精神障害者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障害者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修																				
大阪府立成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び集団検診 がん・循環器疾患に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修																				
大阪府立母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する医療及び保健指導 母子保健に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修																				
病院名	基本的な機能																				
脳研センター	・脳卒中に関する調査及び研究に関すること。 ・脳卒中医療に関すること。 ・救急医療に関すること。 ・災害医療に関すること。																				
リハセン	・脳卒中、脊髄損傷、骨折等の回復的リハビリテーション医療に関すること。 ・認知症の治療、生活機能の向上、社会資源の利用等の総合的取り組みに関すること。 ・精神障害者の医療、保護並びに精神科救急医療に関すること。																				

山梨県（素案）	大阪府（H18. 2議会）H18. 4法人化	静岡県（H20. 9議会）H21. 4法人化	秋田県（H21. 2議会）H21. 4法人化
<p>1 医療の提供 県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療など他の医療機関では対応が困難であるが、県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。 また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の提供に取り組むこと。</p> <p>(2)県民に信頼される医療の提供 医療安全対策の徹底を図るなど、県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。</p> <p>(3)質の高い医療の提供 専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な医師、看護師等の医療従事者の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修の充実を図ること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。特に医師不足に対応するため、研修体制の充実を図り、臨床研修医や専修医の受け入れに努めること。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、県立病院の持つ知識や技術を研修・実習等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。また、医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。</p>	<p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上 (1)高度専門医療の充実 ①診療機能の充実 府立の病院が「府立の病院改革プログラム・診療機能の見直し編」（平成15年3月策定）に掲げる基本方向に沿って、それぞれの役割に応じ、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実及び見直しを行うことや、女性専用外来など府民ニーズに応じた専門外来の設置及び充実を進めるなど、体制の整備等を図ること。</p> <p>②高度医療機器の計画的な更新・整備 府立の病院に求められる高度専門医療を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、計画的な医療機器の更新・整備を進めること。</p> <p>(2)優れた医療スタッフの確保 ①医師の人材確保 各病院において提供する高度専門医療の水準を維持・向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実を図りつつ、臨床研修医及びレジデント（専門分野の研修医をいう。以下同じ。）の受入れに努めること。</p> <p>②看護師、医療技術職の専門性向上 認定看護師（認定看護師認定審査に合格し、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することを認められた者をいう。）や専門看護師（専門看護師認定審査に合格し、特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいう。）を確保するなど、看護師の専門性の向上を図るとともに、患者に接する機会が最も多い看護職の意見がきめ細かく反映できる体制の整備に努めること。 薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術職について、研修等を充実し、専門性の向上を図ること。</p> <p>(3)医療サービスの効果的な提供 より多くの府民に対して高度で専門的な入院治療を提供するため、効果的な病床管理に努め、稼働病床に対する病床利用率の向上を図ること。 府立の病院が担うべき高度専門医療をより効果的に提供する観点から、他の医療機関との役割分担と連携を強化し、患者に適した医療機関への紹介を進めつつ、紹介された患者の受入れに努め、紹介率の向上を図ること。 より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与できるよう、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。以下同じ。）の適用を進め、質の高い医療を提供すること。</p> <p>(4)府の医療施策推進における役割の発揮 ①災害時における医療協力 災害時には、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めるときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして、患者を受け入れるとともに、医</p>	<p>1 医療の提供 医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)基本的な診療姿勢 診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。</p> <p>(2)県立病院が担う役割 県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。</p> <p>(3)県立病院が重点的に取り組む医療 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。 また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。</p> <p>(1)診療等の情報の活用 診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。</p> <p>(2)県民への情報提供の充実 公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。</p> <p>(3)産学官連携等への協力 富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。</p> <p>3 医療に関する技術者の研修 優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実に努めること。</p> <p>(2)医師の卒後臨床研修等の充実 特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実を図ること。</p> <p>(3)知識や技術の普及 県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。</p>	<p>1 質の高い医療の提供 病院機構は、県立病院として担う政策医療を安定的に提供するとともに、県民、患者・家族の視点に立ってより安心して信頼できる医療サービスの提供に努めること。</p> <p>(1)政策医療の提供 本県の中心病院として「脳卒中」「リハビリテーション医療」及び「精神医療」に関する高度で、専門的で、最新の医療に加え、三次救急医療など、県立病院として求められる政策医療を提供すること。</p> <p>(2)医療従事者の確保・育成 医療機能を維持するため、医療従事者の確保に努めるとともに、研修等の充実により優秀な医療従事者の育成に努めること。</p> <p>(3)県民、患者・家族の視点に立った医療サービスの提供 県民、患者・家族の視点に加え、患者の権利を尊重することにより、信頼される医療サービスを提供すること。</p> <p>(4)より安心して信頼される医療の提供 医療安全対策等を徹底することにより、より安心して信頼される医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 脳研センターは、臨床に応用できる研究を主体に取り組んでいくとともに、脳卒中の研究と治療の高度化により県内の脳卒中医療水準の向上と均てん化を図ること。</p>

山梨県（素案）	大阪府（H18.2議会）H18.4法人化	静岡県（H20.9議会）H21.4法人化	秋田県（H21.2議会）H21.4法人化
<p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築すること。</p> <p>(2) 地域医療への支援 医療従事者に対する研修、医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。 また、県立病院に必要な医師の確保を図るなかで、医師不足の公的医療機関への支援に努めること。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害時における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。</p> <p>② 医療施策の実施機関としての役割 健康福祉行政を担当する府の機関と連携・協力して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）、結核予防法（昭和26年法律第96号）等に基づく患者への対応など、府の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。</p> <p>併せて、健康危機管理事象への対応など、将来の行政需要を含めた医療課題等について、府の指示に基づいて公的病院としての役割を果たすこと。</p> <p>③ 調査及び臨床研究の推進 大阪府立成人病センター及び大阪府立母子保健総合医療センターは、調査部及び研究所と病院が連携し、がん及び母子医療の分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究を推進すること。また、大阪府がん登録事業など府の健康づくり施策の基礎となる調査を行うこと。</p> <p>その他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野において、調査や臨床研究を推進すること。</p> <p>また、府域の医療水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。</p> <p>各病院のそれぞれの機能を活かして、新薬の開発等に貢献し、治療の効果や安全性を高めるため、治験を推進すること。</p> <p>2 患者・府民サービスの一層の向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等 患者サービス向上の観点から、各病院において外来診療等の待ち時間及び検査・手術待ちが発生している部門について、待ち時間及び検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。</p> <p>(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ及び浴室などの改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>(3) 患者の利便性向上 クレジットカードによる診療料の支払い、コンビニエンス・ストアでの診療料の収納など、患者の利便性の向上に取り組むこと。</p> <p>(4) NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組 NPOやボランティアの協力を得て、患者・府民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。</p> <p>3 より安心で信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の徹底</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1) 地域医療への支援 遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。</p> <p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力 県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。</p> <p>(3) 社会的な要請への協力 県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</p> <p>5 災害等における医療救護 県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。</p>	<p>3 医療に関する地域への貢献 本県の中心的な病院として、他の医療機関との連携強化により地域医療・保健・福祉に貢献するとともに、県民の医療や健康に関する情報提供発信に努めること。</p> <p>4 災害時における医療救護等 平時から関係機関との連携を図り、災害発生時における円滑な医療救護活動に取り組むこと。</p>

山梨県（素案）	大阪府（H18. 2議会）H18. 4法人化	静岡県（H20. 9議会）H21. 4法人化	秋田県（H21. 2議会）H21. 4法人化
	<p>府民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図ること。</p> <p>(2) より質の高い医療の提供 客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療（EBM: Evidence Based Medicine）の推進、クリニカルパスの導入促進などに取り組むこと。</p> <p>(3) 患者中心の医療の実践 医療の中心は患者であるという認識のもと、患者の権利を尊重すること。 患者が、自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。 また、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聴くことをいう。）の実施に努めること。</p> <p>(4) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス） 府立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。 個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づき、府の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p> <p>(5) 電子カルテシステムの導入 患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、各病院の情報システムの更新時などに併せて、電子カルテの導入を順次進めること。</p> <p>4 府域の医療水準の向上への貢献</p> <p>(1) 地域医療への貢献 地域の医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を推進すること。 地域の医療水準の向上等の観点から、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床（府立の病院の病床の一部を診療所に開放し、府立の病院の医師と診療所の医師が共同で患者の診療を行う制度をいう。）の利用促進、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師等の派遣などを進めること。</p> <p>(2) 教育研修の推進 臨床研修医及びレジデントの受入れ、看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行い、充実した教育体制の下で、府域における医療従事者の育成を進めること。</p> <p>(3) 府民への保健医療情報の提供・発信</p>		

山梨県（素案）	大阪府（H18.2議会）H18.4法人化	静岡県（H20.9議会）H21.4法人化	秋田県（H21.2議会）H21.4法人化
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>【考え方】 第2「県民に提供するサービスその他の業務の質の向上」を図るため、地方独立行政法人の特長（※）を生かした業務運営の方向性を記載</p> <p>※地方独立行政法人の特長 地方独立行政法人は、理事長に権限が委ねられ、病院現場の判断で柔軟な事業の執行、効率的な業務運営、医療従事者の確保が可能 また、自主性・自律性が尊重されることで、職員の意識改革や経営参画意識が醸成</p> <p>医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るため、自律性・機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に努めること。</p> <p>1 簡素で効率的な運営体制の構築 医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 良質な医療を安定的に提供するため、収入の確保、費用の節減に努め、経営基盤の強化を図ること。</p> <p>4 事務部門の専門性の向上 診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。</p> <p>5 職員の意識改革を促す環境の整備 職員が、常に、病院経営に対する責任感や使命感をもって、職務に専念することができる環境を整備すること。</p> <p>6 誇りや達成感をもって働くことができる医療現場の創出 業務に携わる全ての者が、組織における価値観</p>	<p>各病院に蓄積された専門医療に関する情報をもとに、府民を対象とした公開講座の開催や、ホームページでの情報提供など、健康に関する保健医療情報の発信及び普及啓発を進めること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>府立病院機構として、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うための運営管理体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、業務運営の抜本的な改善を行い、不良債務（事業年度の末日における短期の資金の不足をいう。）の早期解消を目指して、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>1 運営管理体制の確立 府立病院機構の運営及び各病院の経営支援が的確に行えるよう、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会並びに本部事務局などの体制を整備するとともに、府立病院機構内で適切な権限配分を行い、効率的・効果的な運営管理体制を構築すること。 また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標が着実に達成できるよう、各病院が目標達成に向けて自律的に取り組み、その業務実績を踏まえた運営を行う仕組みを整備すること。</p> <p>2 効率的・効果的な業務運営 (1)事務部門等の再構築 事務部門について、ITの活用とアウトソーシングを進めるとともに、経営企画機能を強化して、スリムで経営効率の高い業務執行体制を構築すること。 給食業務については中期目標期間中に全面委託化するとともに、クリーニングなどの業務については10年以内に順次アウトソーシング等を進めること。 業務委託にあたっては、性能発注等の手法も活用しつつ、委託費の節減等を図ること。 (2)診療体制・人員配置の弾力的運用 医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師等の配置を弾力的に行うことや、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。</p> <p>1 簡素で効率的な組織づくり 医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。</p> <p>2 効率的な業務運営の実現 県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。</p> <p>3 事務部門の専門性の向上 事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成 業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。</p> <p>5 就労環境の向上 優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>病院機構は、中期目標の達成に向けて、地方独立行政法人制度の特長を生かし、自己決定・自己責任のシステムにより業務運営の改善及び効率化に努めること。</p> <p>1 効率的な運営体制の構築 医療の安定的な提供、さらなる経営改革が図られるよう、効率的な運営体制を構築すること。</p> <p>2 病院経営に携わる事務部門の職員の確保・育成 業務運営の自律性を高めるため、病院経営に携わる事務部門の職員の確保と育成に努めること。</p> <p>3 収入の確保、費用の節減 安定的な経営基盤を確立するため、創意工夫しながら、収入の確保、費用の節減に努めること。</p>

山梨県（素案）	大阪府（H18. 2議会）H18. 4法人化	静岡県（H20. 9議会）H21. 4法人化	秋田県（H21. 2議会）H21. 4法人化
<p>や中長期の経営の方向性を共有する中で、業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。</p>	<p>とにより、効果的な医療の提供に努めること。</p> <p>(3) 職員の職務能力の向上 看護師等の医療スタッフについて、職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備するとともに、病院間の横断的な人事異動も含めたキャリアパスづくりを進めること。</p> <p>(4) 人事評価システムの導入 職員の業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、頑張った職員が報われる公正で客観的な人事評価システムの導入を図ること。</p> <p>(5) 業績・能力を反映した給与制度 地方独立行政法人法の規定に基づき、職務給・能率給の原則に立った給与制度を導入し、適切に運用すること。</p> <p>(6) 多様な契約手法の活用 透明性・公平性の確保に留意しつつ、医薬品等の調達及び物流管理を包括的に業務委託するSPD (Supply Processing and Distribution) をはじめ、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図ること。</p> <p>(7) 予算執行の弾力化等 中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努めること。 病院ごとの財務状況を的確に把握するとともに、病院の自主的な経営努力を促すため、目標を設定し、その達成状況を病院ごとに評価・反映するシステムを検討すること。</p> <p>(8) 収入の確保と費用の節減</p> <p>①収入確保 病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化等により、病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率の向上を図ること。 また、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めること。 さらに、競争的研究費の獲得に努めること。</p> <p>②費用節減 SPDの導入、後発医薬品（先発医薬品の特許が切れた後、先発医薬品と主成分や規格が同一であるとして、臨床試験を省略して承認された医薬品をいう。）の採用促進及び院外処方の推進等により材料費の抑制を図るとともに、ESCO事業（Energy Service Company：事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業をいう。）の推進など光熱水費の節減に努めること。</p>		

山梨県（素案）	大阪府（H18.2議会）H18.4法人化	静岡県（H20.9議会）H21.4法人化	秋田県（H21.2議会）H21.4法人化
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>【考え方】 赤字にならないようにという指標を設定 経常収益(医業収益+医業外収益) 経常収支= $\frac{\text{経常収益(医業収益+医業外収益)}}{\text{経常費用(医業費用+医業外費用)}}$</p> <p>業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の経常収支比率を100%以上とすること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【考え方】 法人に対し確認的に、保健医療行政への協力やコンプライアンス、業務の透明性について記載</p> <p>1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。</p> <p>2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、法令や社会規範等を遵守すること。</p> <p>3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>府立の病院の公的使命を果たせる経営基盤を確保するため、府立病院機構全体の財務内容の改善を図ること。 資金収支の改善 医療機器の整備や施設整備を計画的に行えるよう、中期目標期間中（平成22年度まで）に不良債務を確実に解消し、資金収支の改善を図ること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 病院の施設整備の推進 大阪府立精神医療センターについては、経営を改善し不良債務の解消を図り、平成22年度中の完成を目指して建替えによる再編整備を計画的に推進すること。再編整備に当たっては、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、重篤な患者の受入機能を充実するとともに、療養環境の改善に努めること。 大阪府立成人病センターについては、府との連携のもと、府立病院機構の経営改善を進めつつ、担うべき診療機能にふさわしい施設内容や療養環境の確保、財源や建替え手法など、建替えに必要な検討を計画的に進めること。 その他の病院については、老朽化の状況及び求められる機能性等を視野に入れ、今後、担うべき診療機能にふさわしい施設整備の検討を計画的に進めること。</p> <p>2 大阪府立身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合 大阪府立急性期・総合医療センターについては、平成19年度に大阪府立身体障害者福祉センター附属病院と統合するため、府と協働して円滑な統合に努めるとともに、障害者医療及びリハビリテーション医療をより効果的に実施すること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>さらなる経営改革を進めることにより、中期目標期間内に経常収支比率を100%以上とし、運営費交付金の抑制に資すること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備の整備に関する事項 施設及び設備整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、適切に実施すること。</p> <p>2 人事に関する事項 効率的な業務運営ができるように、職員の適切な配置に努めること。 また、第1期中期目標期間において、人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度の導入を検討すること。</p> <p>3 職員の就労環境の整備 職員にとって良好な就労環境の整備に努めること。</p> <p>4 法人が負担する債務の償還 地方独立行政法人法第66条第1項に規定する地方債のうち、法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を承継し、秋田県に対し、その債務の償還を確実にを行うこと。</p>